

計算書類に対する注記 (法人全体用)

1. 継続事業の前提に関する注記

- ・ 該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

- ・ 建物並びに器具及び備品 … 定額法

3. 重要な会計方針の変更

- ・ 該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

- ・ 独立行政法人勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済制度による。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では公益事業及び収益事業を実施していないので作成していない。
- (3) 拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
- (4) 拠点区分の計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分は設定していない。
 - ア 本部拠点
 - イ 南通りすこやか保育園拠点(社会福祉事業)
 - ウ こぐま保育園拠点(社会福祉事業)
 - エ こどものいえ保育園拠点(社会福祉事業)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産・土地	53,224,175	3,099,604	0	56,323,779
基本財産・建物	76,313,649	44,381,352	6,188,748	114,506,253
合 計	129,537,824	47,480,956	6,188,748	170,830,032

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

- ・ 該当なし

8. 担保に供している資産

- ・ 該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
基本財産・土地	56,323,779	0	56,323,779
基本財産・建物	181,578,271	67,072,018	114,506,253
建物	28,630,165	21,174,785	7,455,380
構築物	43,217,393	2,134,705	41,082,688
器具及び備品	31,046,994	16,010,993	15,036,001
合 計	340,796,602	106,392,501	234,404,101

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は、以下のとおりである。

(単位：円)

種類及び銘柄	帳簿価額	時 価	評価損益
該当なし			
合 計			

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

(単位：円)

種類	法人 等の 名称	住所	資産総額	事業の 内容又 は職業	議決権 の所有 割合	関係内容		取引の 内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼務等	事業上 の関係				
	該当なし										

取引条件及び取引条件の決定方針等

13. 重要な偶発債務

- ・ 該当なし

14. 重要な後発事象

- ・ 該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・ 該当なし